平成３０年（フ）第１２３号
札幌市西区八軒７条東５丁目３番20号　プラザインユー203号
債務者　下城　優姫
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１８９号
札幌市東区北12条東12丁目３番24号　マトリックス北12条103号
債務者　小泉　徹
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第１９５号
札幌市北区北34条西７丁目１番８号　藤マンション５号
債務者　杉本　裕幸
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２０１号
札幌市豊平区水車町１丁目８番１号　斉藤ハイツ６号
債務者　富岡百合子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２１８号
札幌市豊平区水車町３丁目１番１―405号
債務者　猪口　清隆
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２３号
札幌市東区北26条東10丁目２番21号
債務者　加越　敬規
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成３０年（フ）第２２９号
札幌市北区北34条西11丁目２番１号　ストリームＪ２―203号
債務者　長内　綾香
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２８１号
釧路市武佐２丁目15番20号
債務者　五十嵐京子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２８２号
釧路市東川町14番10号　レオパレス景雲202
債務者　福躍　初枝
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
釧路地方裁判所

平成３０年（フ）第７号
山形県東田川郡庄内町余目字山谷21番地１山谷町営住宅Ａ403号
債務者　工藤　俊幸
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第７５７号
埼玉県所沢市東所沢２丁目７番地の７　グランドフォードマンション112
債務者　山本　博之
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第４８号
埼玉県所沢市元町21番26―403号　ライオンズプラザ所沢、前住所埼玉県越谷市大字大林479番地１　レオパレスサンプラザ1204号
債務者　大竹　弘晃
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成３０年（フ）第９号
岐阜県中津川市坂下2048番地95
債務者　中田　晴美
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成３０年（フ）第５１号
愛知県豊田市広久手町１丁目36番地　市営Ａ１―403号
債務者　藤島志津子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成３０年（フ）第６０号
愛知県豊田市神池町２丁目1202番地１　県営６―306号
債務者　船津　博
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第４６４２号
大阪府寝屋川市成田町23番32号
債務者　ビストロ・アンリこと　田積　要
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５４３号
大阪府寝屋川市寝屋１丁目37番16号（102号）
債務者　宮原　淳子
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年４月25日まで
大阪地方裁判所第６民事部